

J 0 4 4 救命のための気管内挿管

【注の見直し】

注 6歳未満の乳幼児の場合は、50点を加算する。

るものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、3日を限度として算定する。

J 0 4 5 - 2 一酸化窒素吸入療法
(1日につき)

【項目の見直し】

920点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

注2 吸入時間が1時間を超えた場合は、1時間又はその端数を増すごとに、920点を所定点数に加算する。

注 6歳未満の乳幼児の場合は、55点を加算する。

1 新生児の低酸素性呼吸不全に対して実施する場合 1,680点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

注2 一酸化窒素ガス加算として、吸入時間が1時間までの場合、900点を所定点数に加算する。吸入時間が1時間を超える場合は、900点に吸入時間が1時間又はその端数を増すごとに900点を加算して得た点数を、所定点数に加算する。

2 その他の場合 1,680点

注 一酸化窒素ガス加算として、吸入時間が1時間までの場合、900点を所定点数に加算する。吸入時間が1時間を超える場合は、900点に吸入時間が1時間又はその端数を増すごとに900点を加算して得た点数を、所定点数に加算す

J 0 5 0 気管内洗浄（1日につき）			る。
【注の見直し】	注 1 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。	→	注 1 6歳未満の乳幼児の場合は、110点を加算する。
J 0 5 1 胃洗浄			
【注の見直し】	注 3歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。	→	注 3歳未満の乳幼児の場合は、110点を加算する。
J 0 5 4-2 皮膚レーザー照射療法（一連につき）			
【注の見直し】	注 3歳未満の乳幼児に対して皮膚レーザー照射療法を行った場合は、2,000点を所定点数に加算する。	→	注 3歳未満の乳幼児に対して皮膚レーザー照射療法を行った場合は、2,200点を所定点数に加算する。
【新設】	(新設)	→	J 0 8 2-2 薬物放出子宮内システム処置 1 挿入術 200点 2 除去術 150点
【新設】	(新設)	→	J 1 1 5-2 排痰誘発法（1日につき） 44点
J 1 1 6 関節穿刺（片側）			